

柔道整復師法の規定に基づく施術所の開設届出済証明ステッカー交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する施術所の開設届出事項に係る届出済証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第19条第1項の規定により施術所開設の届出をした者は、施術所の所在地を所管する保健所長に対し、様式第1号により、施術所開設届出済証明ステッカー（以下「ステッカー」という。）の交付申請を行うことができる。

(交付)

第3条 前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、保健所長は記載事項を審査の上、ステッカー（様式第2号）（ラミネート加工されたものであること）を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定によるステッカーの交付を受けた者は、施術所を廃止した場合には、保健所長に速やかにステッカーを返納しなければならない。

(手数料)

第5条 第3条に規定するステッカーの交付については、手数料を徴収しない。ただし、郵送による交付を希望する場合の郵送料は、申請者の負担とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

